

ごみ処理施設調査特別委員会会議録

令和6年12月18日

忠 岡 町 議 会

忠岡町議会ごみ処理施設調査特別委員会会議録

日 時 令和6年12月18日(水) 午前11時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

ごみ処理施設調査特別委員会委員長	前川 和也
〃 副委員長	河野 隆子
〃 委員	河瀬 成利
〃 委員	今奈良幸子
〃 委員	小島みゆき
〃 委員	二家本英生
〃 委員	松井 匡仁
〃 委員	三宅 良矢
〃 委員	尾崎 孝子
オブザーバー	北村 孝議長

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
産業住民部長	新城 正俊	中定 昭博	
産業住民部次長兼生活環境課長		生活環境課	
	小倉由紀夫	高木 慶祐	

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

委員長（前川和也議員）

それでは、全員協議会に引き続きまして、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会第11回を開会いたします。

（「午前11時00分」開会）

委員長（前川和也議員）

また、傍聴も許可しており、いらっしゃいますので、その点ご留意のほどよろしくお願いいたします。

委員長（前川和也議員）

では、案件に沿って進めていきます。案件1、忠岡町クリーンセンター土壤汚染状況地歴調査等業務についての経過報告を担当よりご説明よろしくをお願いいたします。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

本日は事前に配布させていただいております資料1「忠岡町クリーンセンター土壤汚染状況地歴調査等業務について」を用いて、本町クリーンセンター敷地の土壤汚染調査の進捗についてご報告させていただきます。

それでは、資料1ページをご覧ください。

1、土壤汚染対策制度につきましては、資料に記載のとおり、土地所有者は土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定の規模以上の掘削が行われる場合などにおいて、土壤汚染状況調査を行うことが義務づけられております。

今後のクリーンセンターの解体及び新施設の整備において、法と条例に定める規模以上の掘削が想定されることから、今年度より、地歴等の調査を開始しております。

今回、委託した地歴調査等業務は、下のフロー図の中の縦軸、令和6年度の情報収集から、試料採取等区画の選定までで、現在、業務期間中であり、経過の報告となりますが、調査内容についてご報告させていただきます。

調査の流れは、フロー図のとおりでございますが、まずは情報収集ということで、土地の履歴について、各種資料を基に整理をしています。

続いて、試料採取等対象物質の種類の特定といたしまして、土壤汚染のおそれと、その物質を特定しました。その特定された特定有害物質の区分ごとに、土壤汚染対策法では、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地、土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地に

区分し、図面上で整理した後、試料採取を行う地点を選定しております。

2 ページをご覧ください。

まずは情報収集ということで、空中写真の変遷を記載しております。昭和39年は埋立て前の段階であり、昭和42年には埋立てが完了し、旧塵芥処理場の建屋が確認できます。また、当時は敷地全体が裸地、はだか地、裸地とは地面がコンクリートやアスファルトで覆われていない土地のことですが、敷地全体が裸地であったことも確認できます。昭和54年の写真では、旧塵芥処理場の下にも建屋が確認され、合計3か所の煙突が確認できます。昭和60年以降は、既存のクリーンセンターが完成し、粗大ごみ処理棟や繊維専焼炉などの整備、解体を終えて現在に至ります。

3 ページをご覧ください。

この図は、先ほどの空中写真。地形図や建築図面など複数の試料から土地利用の変遷を整理した図になります。これまでに存在した焼却施設と煙突の位置を示しておりますが、それぞれ青線で番号を振っているものが、焼却施設の位置、同じく青線の丸に番号を振っているのが、煙突の位置となります。①は旧塵芥処理場で1967年から1984年に存在したことが確認されています。②は、木皮焼却炉で1975年から1990年に存在し、煙突が2か所あったことが確認されています。③は、繊維専焼炉で1995年から1999年に存在しています。④については、現在のクリーンセンターを示しております。

4 ページをご覧ください。

試料採取等対象物質の特定でクリーンセンターの土地利用履歴を調査した結果、重金属類を指す第二種特定有害物質の4項目とダイオキシン類が黄色で表示され、対象物質に特定されています。重金属類が特性された理由といたしましては、本町クリーンセンターでは、ごみ焼却時に発生した飛灰等は、固化剤で固め、適切に処理をしまいましたが、埋立地に搬入するため行ってきた過去の検査データによりますと、焼却施設としての基準値には適合していたものの、土壤汚染対策法に基づく基準値には適合していない履歴が見られたことから、法律の規定に基づき、調査の対象となったものでございます。また、ダイオキシン類は焼却施設であることから、対象となるものでございます。

5 ページをご覧ください。

まずは、対象物質である重金属4物質について現況地盤面での汚染のおそれの区分を表示しています。

頭上右下のクリーンセンターの焼却灰を積載していた場所は、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地をオレンジ色で表示しています。その他の部分は土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地として調査の対象となっています。

6 ページをご覧ください。

同じく重金属4物質について、旧塵芥処理場稼働時以降に盛土をした部分の旧地表面

でのおそれの区分を表示しています。旧塵芥処理場由来の影響が想定され、土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地として調査の対象となっています。

7 ページをご覧ください。

同じく、重金属 4 物質について、重金属類は水に溶出。溶けやすい物質であることから、焼却施設内の排水経路についても、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として、調査の対象となっています。

8 ページをご覧ください。

ダイオキシン類に関する汚染のおそれの区分となりますが、それぞれの焼却施設に区分図を示しております。このページは①旧塵芥処理場の稼働による恐れの区分でございますが、基本的に煙突から 5 メートル以内は汚染土壤が存在するおそれがあると認められる土地をオレンジ色で表示しています。それ以外の裸地は、汚染土壤が存在するおそれが少ない。と認められる土地で、黄色で色塗りをしています。

ただし、緑枠で示している部分は、現在のクリーンセンターの地下 1 階が存在する部分で、旧塵芥処理場当時の地表面土壤が残っていないと考えられることから、汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地となっています。

9 ページをご覧ください。

②木皮焼却炉について、こちらも先ほどと考え方は同様で、試料のとおりの色塗りとなっております。

10 ページをご覧ください。

③繊維専焼炉につきましては、煙突から 5 メートルの範囲に裸地がなかったことから、5 メートル範囲についても、汚染土壤が存在するおそれがないと認められる土地となっています。

また、それ以外の裸地については、汚染土壤が存在するおそれが少ないと認められる土地となっています。

11 ページをご覧ください。

④ごみ処理施設であるクリーンセンターについても、繊維専焼炉と同様の考え方で、試料のとおりの色塗りとなっております。

12 ページをお願いします。

8 ページから 11 ページでは、それぞれの施設に汚染のおそれの区分を示しておりますが、12 ページは、地表部についてまとめたもの、13 ページは、スロープした旧地表面部についてまとめたものとなります。

14 ページをご覧ください。

実際に試料採取を行う地点を図に落としたものとなりますが、この地点の取り方についても、重金属、重金属とダイオキシン類で、多少考え方が異なります。

調査対象敷地を 30 メートル四方で区画し、さらにその中を 10 メートル四方で分割

します。つまり、30メートルの大きな区画の中に、10メートルの区画が九つある形となり、この10メートル四方を単位区画といいます。基本的に重金属では、オレンジ色の全部対象区画では、単一区画ごとに1か所、黄色の一部対象区画では30メートル四方で5か所の試料を採取することとなり、例えば、14ページの図中左上、B1の30メートル区画内には、10時にB1の2に①、B1の4、B1の5、B1の6、B1の8、8の①の5単位区画で試料を採取し、それらを混合したものについて、法に定める基準値への適合性を分析することとなります。その結果、基準不適合が確認されると、汚染の範囲と深さを確定させるための追加調査が必要となります。

17ページをご覧ください。

この図は、ダイオキシン類の試料採取地点を示しておりますが、ダイオキシン類は30メートル区画内にオレンジ色の汚染のおそれがある土地を含む単位区画5時点で試料採取を行い、それらを混合したものについて、法に定める基準値への適合性を分析することとなります。その結果、基準不適合が確認されると、汚染の範囲を確定させるための追加調査が必要となります。

18ページをご覧ください。

このページは、重金属の試料の採取方法を記載しておりますが、簡潔に言いますと、重金属では、地表面から50センチメートルの検体を採取することとなります。

19ページをご覧ください。

ダイオキシン類は地表面から5センチメートルの検体を採取することとなります。

先ほどの説明の中でも触れましたが、検体の分析については、9、調査結果の評価に記載のとおり重金属、ダイオキシン類ともに、法に定める基準値への適合性を調査することとなります。

その結果、基準不適合の場合、重金属では平面方向に汚染の範囲を確定させる。追加調査を行い、平面位置が特定された後に、深さ方向を特定させるための追加調査を行うこととなります。

一方、ダイオキシン類については、深さ方向の追加調査はないものの、平面方向については、追加調査を行うこととなります。

最後に資料1ページにお戻りください。

今後の調査の流れにつきましては、令和7年度は、今回資料でご説明させていただきました。試料採取地点について、試料採取と分析を行うことを想定しております。その後につきましては、破線で記載のとおり、次年度調査の結果によるところとなりますが、1地点でも基準値超過が見られましたら、追加調査を行うこととなります。

本年度、実施中の忠岡町クリーンセンター土壤汚染状況地歴調査等業務の経過報告と来年度以降の調査の流れについてご報告は以上のとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

説明は以上のおりでした。では、まずは今、小倉次長より説明のいただきましたことについて、また配付されているところについて何かご質問ある方、お受けしたいと思います。

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

まず、このごみ処理審査特別委員会の資料というのは、誰がどういうふうにつくったのかと、この土壌調査というのは誰がするのか、どこがするのかというのをお聞かせ願いたいんですが。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

調査のほうは、今現在、調査機関のほうがこの調査を実施しておりますので、この調査機関から出てきました、今現在、出てきた資料を参考にこちらの担当でつくらせていただきました

すみません。もう一度お願いしますか。

委員（河瀬成利議員）

調査するところというのは誰がするんですか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

厳密に言いましたら、土地の所有者となっております。調査のする権限を持つてのは。だから、簡単に言えば忠岡町ということになります。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

忠岡町がやるとしたら、今ここにいらっしゃる新城部長とか小倉次長とかがやるということですか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

私どもでは、土地所有者が調査するとなっているんですけども、私はそういう技術もそういう器具もございませんので、その調査というのは調査機関がやるということです。ただ、発注者は忠岡町ということになって土地の所有者ということになっております。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

要は、信憑性とか、ほかに頼んでやるということやね。新城部長とかが直接これはオーケー、これは駄目やとかはないわけですよね。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

専門的な知識も必要となつてまいりますので、調査機関のほうで行うということでございます。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

今、資料を拝見したんですけれど、もらったときもちょっと見たんですけれど、これ何ていうのかなBの1とかBの5とか書いてあるけれど、今、聞いて皆さん分かっている方はいる。要は、住民にも説明していくわけではないですか。土壌調査の結果とか。分かりやすいように調査結果を報告してほしいと思うんですけれども、その辺は分かりやすくかいつまんでやってもらえるんですか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

説明ということに求められましたら、窓口に来ていただきましたらその説明をさせていただきますんですけれども、何分特殊性のある調査部分ですから、この辺のところも、成果品というのはまだ出てきてませんけれども、また成果品が出てきてましたら、その辺のところはホームページでまだ開示。そのホームページで開示されるその資料に基づいて、要約できるようなものができれば、その分についても開示はする必要があると考えております。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

来年1月からかな。何か説明の広報に載せるとこの間もおっしゃっていたので、その辺のところに分かりやすく説明してもらいたいと思うんです。また住民が分からないとかなんかなるのがちょっと心配されるところなので、その辺のところをよろしく願いしたいと思います。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

どのような説明が住民にとって分かりやすいのか、またどういうふうな手段で周知するのか。その辺については検討してまいります。

委員長（前川和也議員）

他にいかがですか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。3日前に資料を頂いたので、まだなかなか読み込めていないんですけれども、その中で今、説明を伺った中で幾つか質問させていただきます。

まず4ページなんですけれども、対象物の特定ということで、多分黄色で囲っているところを調査するという事なんですけれども、過去の地歴からして、もうこれはこの書いている重金属とダイオキシン以外は特に有害物質が認められないということで、今回の調査はもうここに限定するという認識でよろしいでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

議員仰せのとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

10ページなんですけれども、ダイオキシンの類による汚染のおそれの区分ということで、これは3番なんで専焼炉ですか。ここなんですけれども、その前の8ページ、9ページでは煙突の周囲5メートルというのを多分裸地というたんですか。コンクリートとアスファルトで覆われてない部分だから土壌の検査をする必要があるということだったんですけれども、ここの10ページ、11ページもそうだと思うんですけれども、ここは煙突の周り5メートルはもう既にコンクリートとアスファルト等でそこは乗っているから検査しないということなんですけれども、例えば、そこに残っているコンクリートかアスファルトにそのダイオキシンとか含まれている可能性はないんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

あくまでも土壌調査でございますので、土壌に含まれているというところの観点で調査する、しないが決まっているというところでございます。よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、土壌の上に私たち人間がコンクリートとかアスファルトとか置いてる分に関しては除去できるものと計算して、あくまで土壌の調査ということでよろしいんですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ダイオキシンにつきましては、コンクリート、アスファルトに染み込んで土壌に行くことはないというふうな考え方でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

14ページです。試料採取等の区画選定についてなんですけれども、あくまでこれは計画図なので、どういった調査をするかというのは先ほど説明いただいた分なんですけれども、30メートル四方を1区画として、それを10メートルで9ブロックに変えると。そのうち今回14ページでしたら、そのうちの5区画を調査するという話なんですけれども、あくまでこの図を見た限りでいくと、例えば、一番左上のB1の6、その横の区画C1の4これは同じように十字型で切っているではないですか。となってくるとこの下の空いてる区分が三つぐらい調査できてない部分になってくるので、そういった調査の方法の工夫。できるだけ連続して区画が調査できない区画がないような形で調査していくというのは検討されますでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

この区画の決定なんですけれども、一応、土壌汚染の手引きというんですか。そういうふうなものに従って設定しているものでございますので、ご理解のほうよろしく願います。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

あくまでこの図をぱっと見ただけなんですけれども、例えば、そのB1の6の下とか、C1の4の下とか、その下にあるC2の2の左側この部分というのは、言ったらちょっと調査から対象外、この図でいけばですよ。となってくる。どうしてもこの区画。大体20メートル区画というのが空いてしまうというのがあるので、例えば、同じ5地点を

確認するにしても、1個は斜めにチェックするとか、そういった工夫ですよ。できるだけ連続して区画が空かないような形のそういった調査というのはできないもんなんですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

一応、これは代表5地点取って調べるということでございます。もし仮にこの5地点を採ってこれを混ぜて調査するわけですが、もしそこで汚染物質が出てきた場合は、この残りの4マスについても新たに検体を採取するという形になりますので、よろしくお願いします。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでございしますか。

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今、ご説明にあった1ページのところで、今12月ですので、試料採取等区画の選定というところで、まずは選定をしていって、その後、土壌調査をなされるという予定になっているのかというふうに思います。

ちょっと今見てますと、例えば、今10ページのところで、二家本委員も言っていましたけれど、繊維専焼炉があったところというのは非常に低温度で焼いていたのでダイオキシンが非常に発生したという当時の話をちょっと聞いたことがあるんです。その後、対策はとられたけれども、もうここはもう止めて今はないんですよ建物は。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

現在は建物はございません。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

そこら辺なんかすごいもうダイオキシンが発生していたので、非常に危険なところではなかったかなというふうに思うんですけど、アスファルトとコンクリートが上に載せてもうかぶせてあるので、そこはこれで見るともう土壌汚染が存在しないというふうに書かれているんですけど、本当にそうなのかなというところで、それは忠岡町は専門ではないので決められないというところですけど、この調査機関というところに委託されているわけなんですけど、そこが判断したということでよろしいでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

マニュアルが法令に基づいて決定するところでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

配管のところ、これは7ページ。配管下と書いてあるんですが、クリーンセンターから出る水というのはもう外に出さないということで、もう中だけで循環して使っているというところはあるんですけども、今回、この配管のところは存在するおそれが少ないということであるけれども、調査をするということなんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

法令に基づき調査が必要な箇所ということになっておりますので、今回調査するということでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

私なんかは勧める立場ではないんですけど、やはり土壌汚染というのは非常に健康被害も出たりするので心配するところなんですけど、アスファルトコンクリートで埋めたところは大丈夫なんですけど、配管も言うたら鉄かステンレスかちょっと私は分かりませんが、そういったところで外に出る可能性が少ないというふうに思うんですが、なぜこの配管のところは調査をしないといけないのかというところがちょっと不思議なんですけど、そこは説明できますでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ダイオキシンについては、要は地面に染み込まないというふうな考え方で土壌汚染。土対法はなっております。この配管下につきましてはいわゆる重金属について調査対象となるということでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

そうしたら、重金属が含まれた水というのは、そういう排水された水がこの排水管を流れていっているであろうから、ここは調査対象ですよという考え方でよろしいですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

可能性としては考えられるというところでございます。

副委員長（河野隆子議員）

分かりました。

委員長（前川和也議員）

他に。

三宅委員どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

2点ほどあるんですが、1点目なんですけれど、先ほど河瀬議員もおっしゃっていた調査機関のことなんですけれど、その調査機関というのは、どこがどれぐらいの金額でこういった土壌汚染状況調査のうちのどの部分の責任を持って対応されているんでしょうか。教えてください。これ全部なんやったら全部でもいいし。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

すみません。今年度の地歴調査のことですか。

委員（三宅良矢議員）

先ほど調査機関が調査機関がとってこれを調査して、要はコンサルがサポートしてくれてるわけではないですか。その機関はどこで何ぼぐらいのお金で、この部分で言うたらどこかどの部分の責任を持って対応をしていただいているのか教えていただきたいということです。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

今回、地歴調査を請け負った業者ですけれども、株式会社メイサイと片仮名でメイサイという企業でございます。契約金額につきましては税込みの121万円。請け負う業務でございますけれども、資料の1ページを見ていただいたらと思うんですが、縦軸で令和6年度をとっている情報収集から試料採取等区画の選定と。こちらまでが業務範囲ということでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

令和7年度予算要求なんで、この試料採取等からの部分に関しては来年度予算でとい

うことでいいんですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。2点目なんですけれど、去年もちょっと僕、ちょっとだけずれるんですけれど、これのごみの件で質問させてもらって、要は、40何年の事業ではないですか。町長をはじめ、これの事業のほうコストが安くなるんだというのは強くおっしゃってはって、その40数年にわたっての要は、収支計画、事業計画ですよね。去年12月に一般質問か何かで質問させてもらったときは、そういう長期のことなんで今のところすぐに提示できる資料はないみたいな感じで答えられたので、出来次第しっかりとお伝えしていきますということなんですけれど、多分、今はもうごみの一応、建物自体もできていると思うので、多分、企業が何らかの補助金か銀行の融資とかちょっとでも受けていたら、多分そういう計画なんか絶対あるはずやと思いますし、単体でのこれの事業計画も絶対出してると思うし、それを見れば多分長期のどういうふうな収益構造になっていくのかということも分かると思うんですけれど、そういったものの提示、お示しというのはしていただけるんでしょうか。これは1年前から私がしてる宿題なんですけれど、お答えいただけたらうれしいです。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

委員お示しの企業側資金の計画とか、どういうふうな財産を投下していくのかというようなところの計画については、まだうちのほうにも存じておりません。うちのところの忠岡町役場での財政的な計画というのが、実際そのようなことも出てきてませんし、長期的に40年とかなってきましたら、まだそこらのところの部分の財政計画というのはまだ現在立てておくことはしておりません。

ただし、町の財政シミュレーションというのがございまして、そちらに関しましては、約5年の財政経過がございまして、そこには反映されているということでございます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅議員、まずは、今日はこの後の以外の質問をお受けしますので・・・ということをお願いできますか。

まずはご説明いただいた内容でありますとか、配布資料について、まずはお受けしたいというふうに思いますがいかがですか。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません。先ほど地歴の調査会社でメイサイということをおっしゃられてましたけれども、最後の19ページで分析をした結果、追加調査が必要になるといった場合は、それは今回、メイサイがやられるのか、それとも新たな汚染の除去とか、調査会社がされるのか、その辺はどうなのでしょう。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そちらのほうの追加調査になりましたら、実際のところ、試掘をして調査する箇所が増えていくということになりましたら、来年度の事業になってきます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしますとこの分に関しては来年の事業ということで、今年度、今地歴調査をしていただいている業者というのは、ある程度、全部調査は終わられて、一応、入札の案件を見たら12月28日までに終了日になっていきますので、それに向けて調査最終報告みたいな形のやつというのはどれぐらいの形で出るのでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

今年度につきましては、試料採取する場所を決めるだけなので、実際試料を採っているわけではございません。業務につきましては12月28日が期末となっておりますので、それまでにきっちりとした報告書等が上がってくるというところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしたら、これも経過報告ということですので、この経過報告で頂いた資料というのは、いつ時点のその資料に基づいてこれをつくってるのかというのは分からないんですか。まだ最終報告ではないんですよね。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

恐らくというのあれですけど、12月の中旬ぐらいに業者と打ち合わせした際に出てきた資料でございまして、ほぼほぼこの資料の内容がもう変わることはもう恐らくないのかなと。もうほぼ最終報告的な感じのものかなというふうな認識を持っております。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません。小倉次長、資料を頂きまして、赤枠の試料採取の調査対象地です。この区画に絞られたのは誰でしょうか。これは全体の敷地ではないと思うんですけども。産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

すみません。もう一回いいですか。

委員（松井匡仁議員）

全部の資料の中にぐるっと線で囲ってますでしょ。調査対象地、試料採取の。これはクリーンセンター全体の敷地ではないと思うんです。私らこれ全体の土地利用計画をいただいてないもので、どういうふうに建物を建つとかちょっと分からないので、この枠に絞られたのはなぜなのかな。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

あくまでもクリーンセンターの敷地というところで範囲を設定させていただいているところでございます。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

僕らぱっとクリーンセンターの敷地と聞くと、第二グラウンド、皆さん、第二グラウンドというグラウンドまでがクリーンセンターの敷地やと、ぱっと思ってしまうんですけども、これはその半分。もう実際に中間処理施設が建っていますんで、この白部分に建ってしまっているんですけども、そこの全体部分は終わられていますよね。中間処理施設の分ね。だから省いて今回はこれだけということなのかなとその辺をちょっとお伺いしたいんですが。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、委員お示しの中継施設の部分なんですけれど、あそこはもともとし尿処理場という位置づけでございました。し尿処理場とこちらはクリーンセンターというふうに、土地の形状が一筆の大きい土地なんですけれど分けてますということで、し尿処理にしましては土壤汚染の対策する義務がございませんので、そちらのほうは土壤汚染の対象にはならないという認識でございます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

すみません。おっしゃることは分かるんですけれども、ここから先、土地利用計画を立てて土地を利用するに当たって採掘いたしますので、これでいきますと、中間施設を除きましても、この調査をしてない空白地というのが出てきてると思います。その辺につきましてはどうお考えですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

し尿処理場のほうも、地歴調査は行っております。その結果、土壤汚染の可能性はないというふうな報告を受けているところでございます。

委員（松井匡仁議員）

了解です。

では具体的に言いますと、3ページ、4番の煙突の丸でございますよね。分かりますね。この煙突の先です。煙突の右側。ここは実は給油タンクから下は、今、中間施設にも利用されておられませんし、旧のし尿処理場でもありませんが、そこに調査が入っていないのはなぜでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

例えば、14ページ見ていただきたいと思うけれども、ごみ処理施設焼却灰積載位置というところオレンジに塗っていますけれども、その右のところに赤線でずっと覆っているという形になりますので、いわゆる今回のクリーンセンター敷地の中の地歴調査で抜けている部分はないと。ここも調査の対象になっていると。そういうような認識であります。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

私、これを見る限りもっと右側に第二グラウンドのフェンスがきていますので、14

ページ、今、おっしゃっていましたがD3の5とかD3の8がありますよね。これの右側の先地がまだまだ今で言うと、何に利用してるかと言いましたら、空き缶みたいな缶なんかをラーさんがカシャカシャやっているところ。あの辺はもちろん焼却場の敷地ですので、今後、利用されないと。あそこは全体の土地利用計画に入らないというのであれば構わないんですけども、これは別にいちゃもんをつけているわけではないんです。やるんやったらきっちりしておいたほうがいいと思っているので言うてるんですけども、その土壤調査が入ってないのでなぜなのかなと。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

缶、瓶のコンベアとか置いてますけれども、し尿処理場の敷地の中でございますので。

委員（松井匡仁議員）

ちゃうちゃう、あそこはし尿処理場の敷地と違うで。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

すみません、ちょっとし尿処理場の敷地の中についての地歴調査では土壤汚染等の疑いはないというところでございます。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ごめん。多分、僕が間違うてんか、小倉君か間違うてんか分からへんけれども、僕が言っている缶をカシャカシャやっているところは、し尿処理場の敷地じゃないよ。小倉君は本当は知っていると思うけれど、昔はあそこに灰を埋めておったところやから。

そこへ、そんなこと言うから言うてしまったけれど、あそこへどさっと灰を埋めていたところやから、ちゃんと調査だけは俺はやったらええと思って、ちゃんときっちりしておいたらええと思うよと言うているだけで、このクリーンセンターが建つ前というのはラーが缶やっているこっちもうそこへ出たときの灰をそこへ一旦ほかしてた場所やねん。そやから出るかも分からへんけれど、出たら出たでちゃんとしたらええんやから、そこだけやらんと、ほっといてまた後でどうやこうやってやるよりも、きちんと調査して、ダイオキシンが出たらダイオキシンが出たで工事が止まるわけではないんやから、ちゃんと処理をしてきれいにしておいたらええと思うから、そこもちゃんと調査せえよと言うてるだけで、図面を見てねそこは使わへんと。土地利用計画から外すというんならまた別やけれど、これを使うんやったらやったらええと思うよ。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

灰を埋めていたというところの事実の確認がちょっと今の時点で取れてないので、過去の資料等を見る限りではそういうようなところはちょっと確認できなかったというふうなところがございます。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

別に確認せんでもええけれど、取りあえず、今で言うと調査の空白地ができてしまってるから、ちゃんと調査だけを入れたらいいんじゃないですか。どう。多分。し尿でここはやっている。あのガシャガシャやっているところも、データは出てるの。また見せていただけますか。次回でも構わんで、し尿のときの報告を上げていただけますか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

上げるようにさせていただきます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがですか。

委員（二家本英生議員）

すみません。4ページです。先ほどちょっと水銀と重金属の汚染物質ということだったんですけども、今いろいろ言われておるフッ素化合物というそこについてなんですけれども、今回、第二種特定有害物質の中にはフッ素及びその化合物ということでは項目を入っているんですけども、今回、それは地歴には入っていないということで、対象に入っていないんですけども、ただ、1ページのところです。ちょっと米印でちょっと細かいところになってしまうんですけど、フロー図下のほうの二つ目の米印です。そこに知事から通知または命令された物質以外の物質について、土壤汚染のおそれが判明した場合は、当該物質についても調査報告しますということを書いているんですけども、例えば、フッ素化合物がもし知事のほうで言われた場合というのは、当然調査の対象になるということによろしいでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

大阪府知事からの指示であれば、おっしゃるとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

副委員長（河野隆子議員）

区画の選定というところで金額１２１万円という何がしというお答えだったんですけど、その後、土を掘ったりとかいろいろ採取していくわけです。というところで、かなりまた金額が要るのであろうというふうに思うんですけど、この分はもう新年度の当初予算で挙げていかれるというふうなお考えでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

その予定でございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

また町長がこの公民連携のほうに方向も変えたということは、一番は金額の問題だというふうに思うんですけど、いろいろと追加でお金が出てくるわけなんですけれども、その当初予算で挙げるということであるけれども、それは今、三重県にごみを持っていているんだけど、そこの運搬費用にちょっと上乗せして持っていかななくても、ぱっと当初予算でも金額を上げられるということですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ご意見をいただいたんですけども、要は、この地歴調査についてはちょっと公民連携事業とはまた別のものかなと。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

当初から土壌の調査は、忠岡町の責任でやるというご説明は聞いておりましたので、忠岡町がこのお金は全額出してするということであって、どれぐらいの金額になるかというのは分かりませんが、非常に工事というか、土を取ってきれいになると、大変な金額になるのではないかなというふうには思っています。そこら辺、そうなるおそれというのはありますよね。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そちらのおそれというのは、公民連携事業を進めるか。例えば、広域にいくかによってでも一緒なんですよね。例えば、どういう状態であっても、あそこの地質の形状を変

えたりとか、物を建てる、解体するということになれば、それは公民連携であろうがなかろうがということは、この調査というのは必ず土地所有者が必要不可欠な行為でございますので、その辺のところはご理解ください。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

公民連携にいくとしても、やはり使わない施設というのは公共施設ずっと置いてはいけないというところはあるかというふうに思いますが、今回、広域に行く場合であっても、ごみを焼いていたところというのは迷惑施設になっちゃうわけですから、そういったところはいずれは解体とかそういった事業は忠岡町はしていかないといけないというところはあるかというふうに思いますが、やはりそうすると、まだ忠岡町は財政大変やとおっしゃっているんで、まだ先にでも延ばせるけれども、今回は公民連携で進めていかれるというところで、やはりこの調査はしていかないといけないと。そこら辺は私は財政逼迫してとは思いませんけれども、いつもおっしゃるので、そこら辺の財政見通しというのはどうお考えなんでしょうか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

こちらの地歴調査、この後に調査、実際のところ、コアを抜いて調査するというところの費用というのは、今、先ほども私が説明したとおり、公民連携事業であろうが、どういう事業であろうが、あそこの地質の形質を変更する場合には絶対必ず土地の所有者がする必要があるございますので、そちらについての費用が出た場合のときの財政シミュレーションというのは現在立てておりません。以上でございます。

ただし、次年度の契約というのが必ず調査というのが必要になってきますので、それについては新たな次年度予算の予算編成時のときに提示させていただきます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

いずれはしないといけないけれども、今、慌てて公民連携が進んでいなかったらする必要ではないというふうに思いますが、財政計画シミュレーションというのは5年ごとにしか今出てませんけれど、そこで忠岡町がどれだけの財政計画の中でこれが反映していくというところはあるかというふうに思いますが、それはちょっと指摘をさせていただきます。

委員長（前川和也議員）

もう12時でございますが、本委員会については回っても続行したいなというふうに思いますが皆さんどうでしょうか。いいですか。

では、続けさせていただきます。

では、これでまずはこの資料2の説明については、質疑は終わったかなと思うんですけども、今回、このご説明いただいたり、ご配布いただいた資料以外でもご質問をお受けするという事で同意が得られていますので、これ以外についてもこれよりご質疑を受けたいなというふうに思います。

まず、三宅さんがされてたやつからいきましょうか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほどの続きになるんですけど、5年の分ということやったんですけど、多分企業は企業で長期の計画を立ててると思うんですよね。当然融資を受けるとき、その事業自体がどうなんねんという。大きく要るではないですか。それで、忠岡町に関するところの渡すお金、もらうお金部分だけ抜き出して四十数年に渡ってですけど、それはできると思うんですよ。出してくると思うんですよ。僕は少なくとも、そういうように収支は絶対にこの選択肢が最適ですというのは、僕は環境までいろいろ皆さん、ポイントは違うと思うんです。僕は絶対コストやと思ってるんで、そのコストをもっとしっかりと見せていかない限りは、これまでそれをしっかり見せると。それをイエス・オア・ノー的に答えではないと思うんですよね。行政構文的な回答だと思うんですけど、でも僕らは態度としては、イエス・オア・ノーで態度を示したわけではないですか。賛否という形で、せめてそこぐらいは出してもらう。要は、情報として提供してもらえて当然いただけるぐらいかなと思うんですけど、それは叶わぬ願いなんではないでしょうか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

委員おっしゃるとおりのことは重々感じておるんですけども、現実的に、あと10年間、中継施設で実施させていただいております。その中継施設の間の部分につきましては、どのような費用がかかる。実入りの分ですよ。あとの土地の使用料とかいう部分に関しましては、数字は財政シミュレーションの中で反映されております。それ以降の新施設になりましたら、まだ新施設の解体費用がどれぐらいかかるのか。その分にかかるのかとかという費用というのがまだ全然見えてないところがございますので、その辺のところはちょっと40年の財政シミュレーションというのはちょっと今のところは無理という言い方は、この場では言うのはあれなんですけれども、今、不可能ではなからうかなと感じております。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今、中継施設を挙げられましたけれど、この前ちょっと金額とか、いろいろさせてもらったときに、中継施設だけのこの既事業やともう完全に赤字ですと向こうの方も言っていたんだよね。ということは、どこかで損益分岐点あるわけなんですよ。企業なんですから、となったら、出ているわけなんですよ。絶対に長期で。その町の関係する部分ぐらいでも教えてもらうというのは全然できると思うし、そこにプラス、例えば、今のところの解体費なり、土壌改良費は別ですとか示してくれたら、それはそれでちゃんとした資料やと思うんで、今で細かい単位まで全部という。10万単位で全部示せとかではないですけど、ある程度シミュレーションというのは絶対出ているはずやと思うんで、それに基づいて出せるとこまで出していただきたいと思うんですけど。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今委員お示しの中継施設の費用というところに関しては、概算的なものは出ております。それにかかる土地の使用料も入ってくる実入りの分とか。それに歳出する分。言うたら向こうで焼いていただく金額とかというのはもう決定しておりますので、あとはごみ量に応じてその辺は変動するんですけども、そこらの分の費用に関しましては反映されてる部分が過去5年ぐらいの財政シミュレーションには反映されてるという認識しております。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そうすると企業もそこまでの長期計画は立ててないという感じでいいんですか。大体そこはリンクして反映されるわけではないですか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そちらの企業側の財政シミュレーションとかというのは、私どものまだその辺の情報は入ってきておりません。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

公民連携プロジェクトですよ。公民連携ですよ。その情報のやり取りぐらいはあって当然やし、関わる情報の最低限。役所が関わっているという時点で最低限出さなあ

かん情報というのは向こうもある程度分かってはと思うんですよ。僕、別にこれにいちやもんをつけたいわけではなくて、やっぱりお金が心配なんです正直ね。何ぼかかっていくの将来にわたってというのはやっぱり僕はそこだけが一番の心配ポイントで、それはちゃんと示しますという回答があったから分かりましたって、だから賛成しますという態度に出させていただいたというこの経緯だけは事実なんで、そこはもうできる限り出してほしい。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

忠岡町のほうから出す分の資料については、先ほどご説明したとおりでございます。しかし、今、委員、お示しの企業側の財政シミュレーションはどのようなになっておるかというご質問になってくるんですけれども、そちらについては、企業側に一度お問い合わせして、そういう計画を立てているのかというところは、一応聞いてみます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでございましょうか。

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

資料があったほうが分かりやすいので資料で言います。全てのページに載っているんですが、14、15ページを開いていただきまして、一番右下に簡単に9区画に割って区画番号で載っているんですが、これの1、4、7です。Bの地点、ここも土壌採取、上から表面50センチというふうになっているんですけれども、最終的に建物を壊して次建築をするに当たりまして、多分土を動かすと思うんです。搬出なんかは許可される予定があるのか、土の搬出です。全部場内で土を使用されるという意味で50センチだけの何ていうんですか。試料採取にとどまっているのか、その辺は考えた上での50センチになっているんでしょうか。ここは現状、スロープになってまして、坂になってますので、もしこの土を搬出するのであれば、ほかに土砂をほかしに行くのであれば50センチというわけにいかんと思うんですが、その辺の計画はできていますか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

50センチというのはもう手続の中で必要な分になりますので、50センチというところになっております。

委員（松井匡仁議員）

調査報告は出てきますよね。もちろん50センチだけ掘るわけではないのは分かって

いるんですけれど。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

後のその土壌については、場内利用するのか、搬出するのかそこについては、今後検討するところがあるのかなと。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

そういう意味で50センチだってことは分かってるんです。でもその土をほかすのであれば、50センチではいかんの違うかというふうに聞いてるんです。場内利用するんやというのであれば、まだ、まだというか、本来はあれかも分かんけれども、まだあれやけれど、ほかにほかしに行くのであれば50センチ枠には500ミリではちょっといかんの違うかなと思って、計画ができていて分かってて50センチにしているのか。まあまあもう50センチだから全部適当に50センチにしたのか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

50センチは決まったところなんですけれども、そこで出るようであれば下に下にというふうな形で掘っていくことになりますので。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

今、委員お示しのスロープのところなんですけれども、委員、よくご存じだということで、今、実際アスファルトでずっと構成されています。アスファルトの下には路盤というのが絶対あると思うんですけれども、その実際のところ、この重金属に関しましては、それよりもまだ下、50センチのところのコアを抜いてそれが極端なこと言うたら、汚染されているか、汚染されていないかというところになるんです。もしそこで汚染されてるようなことが判明したら、その土というのが、今度新施設をつくるときの再生材としては使えません。実際のところそれなりのところで処分していただかないといけないという運びになると思います。

ただ、汚染されていないよということになりましたら、今度、解体していったらそういう土が再利用できるのかというのは、今後どのような土木的なもので設計が上がってくるのかというのがまだ上がってきていけませんので、ちょっとその辺のところのお答えは控えさせていただきます。以上です。

委員長（前川和也議員）

松井委員。

委員（松井匡仁議員）

ということは、今新城部長がおっしゃっていただいた２段階、３段階に分けて建設の計画が出てきた上で、どういう利用をするかによって、もう一遍調査をかけていくという理解でよろしいのでしょうか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

調査は次年度で全部一応やっていきます。それで５０センチと言ったところで汚染されているのであれば、それより深く掘る。この場所に関してはこれぐらいの土をいわゆるそれなりの施設で処理をせなあかんというようなことになってしまうんですね。そこでどれぐらいの整地をするのかというのが出てくるのではなかろうかなと思っております。以上でございます。

委員（松井匡仁議員）

分かりました。またお話しさせていただきます。ありがとうございます

委員長（前川和也議員）

他にいかがでございましょうか。

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

この１月からごみの進捗情報とか、広報に入れると言ってはったと思うんですね。でもその書類というか、何て言うかな、ペーパーにしてはさんだりするのかな。１ページ全部何かするとか、そういうお話を聞いたんですけれど、その内容というのを出すまでに我々に説明というのはしてくれるんですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

毎月広報に載せる記事でございますので、その記事の内容についてご説明する予定は現在のところございません。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

要は、ここの議員というのは賛成の方もおるし、反対の方もいらっしゃるんで、賛成してる立場から言うと、どういうふうに載せるのかなと。分かりやすく、要は、分かりやすく現状というのかな。それを簡単にでもええんけれど、住民が分かりやすいように

やってほしいと思うんやけれど、それを説明するのは不可能なんかな。それはこうやってできましたとって、それをこれは変えろ、あれ変えろって言うわけではないんやけれど、その説明をしてもらわんと、また出したわええわ。なんかそこを突っ込まれてまたこれやとかなって、それをちょっと前もってやっていただかれへんかなと思うんですがいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

まず、紙面につきましては一般の住民にも分かりやすいように、絵や図、イラストを利用して分かりやすい言葉で書かせてもらってると。もう現に1月に載せるような内容も予定しておりますけれども、できるだけ平易な言葉で分かりやすいようなものを載せていこうというふうに考えております。

あと毎月、毎月皆様に情報提供という話になりますとどうしてもその期間というものが広報は非常に短い期間で原稿をつくって構成という形になりますんで、ちょっとそこのご説明は難しいのかなというふうに考えているところでございます。

委員長（前川和也議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

要は、この資料というのはもう大変ご苦労なさってつくったところをもらったやつなんですけれど、結構分かりにくいんです。それは僕らど素人だから分かんないんだ。松井議員が言ったのはここはせえへんのか、あれせえへんのかとってはったんですけれども、もう全部やりますよと。その中で専門家が出てきてここはしんでいいと。そのせんでいいという理由というのは、こうこうこうで、ここはしませんとか。それはこうやって範囲を囲ってて、ここはやりません。なんでやらへんねって言われるの決まってますわな。ではないかな。

だから、要は何か分かりやすく。この資料でも分かりにくいB5とかなんかそんな住民に言うてそんな納得するのかなと思っているんで、住民に毎月送る広報の何もあれやでそんなおまえらもうあかんと言っているのとは違うで、ただ分かりやすく納得できるような文面というかな、その資料というのを行っていただきたいというふうに思うんですけれど、説明するのは無理やったら無理でええんやけれども、その辺ちょっと気を遣ってやっていただきたいと思います。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

住民にとって、できるだけ分かりやすいような紙面になるように努力をしてまいりま

す。

委員長（前川和也議員）

他にいかがですか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ちょっと確認させてください。9月議会の中の定例会のこのごみ処理特別委員会の中でも、実施協定が出てきたと思うんですけども、その中でその実施協定の協定書というのを法的チェックされたのかということなんですけれども、結局そのときというのは、それほどの回答ももらえずに、結局10月1日に協定書を結んでる運びになっていますので、結局忠岡町としてこの協定書。実施協定の協定書というのは法的チェックというのはされたんでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思います。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

本町の契約法規担当課の確認を受けたというところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その確認はいつされてますか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

ちょっと具体的な日時まではあれですけども、協定締結前に確認をしてもらったというふうに認識しています。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

契約締結前に確認されてるということであれば、ごみ処理委員会が開かれた9月26日か何かぐらいだったんですけども、9月26日の段階では、何かされたか、されていないかと結構曖昧な答えだったんですけども、今の答弁だと事前にチェックされたということなんで、その辺は本当にされたのであれば、9月26日の段階で法的チェックされてますという回答で良かったと思うんですけども、後になってされてますと言われたら、ちょっと何かそのときの契約書を結ぶ前なのに、ほんまはそういうことをはっきりと言えないといけないところだったと思うんですけど、それが言えずに、今の段階になって事前に法的チェックされてますと。それはちょっと何かつじつまが合わない

いとは思うんですけどその点はいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

委員お示しの部分については、情報公開の関係の部分はその当時指摘されたと思います。そちらのほうのチェックというところに関しましては、ちょっと協定を締結する前にということは絶対上席まで決裁を回しますので、そこで総務のほうも決裁。それを見ていただきまして合議も回してることもありますし、委員会で言われたことを私、持ち帰りまして総務の法規担当にお示しさせていただいた経緯がございます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、もう一応、協定書を稟議で回しているというときには、総務のチェックも入って、法的なチェックもされていたと。であるならば、やっぱり9月26日の段階で法的チェックされてますということの言葉があっても良かったんじゃないかと思うんですけども、それが確か曖昧な言葉であったんで、その辺りはどういう見解でしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

特別委員会でのご指摘を受けた中で、その後に法規担当課に確認をお願いしたと依頼したというところでございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その26日でしたっけ、受けた後に総務担当者に連絡を取ってチェックするようという形で締結されたという認識で、流れでよろしいのでしょうか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

おっしゃるとおりでございます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがですか。

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

前回の9月の第10回特別ごみ処理委員会の中で事業者選定のこの話が出て、途中で終わってるんですけど、そこで点数が情報公開でいろいろ明らかになってきて、点数の幅があるということで95点から最低が54点だったというところで、これはもう合格点なのかなというふうには思うんですけども、その中で答弁としては、書類審査、そっちのほうで一定の点数を取っていれば、こっちの評価点数が低くても、合格ラインに達しているというご答弁がございました。

それでこの選定委員会なんですけれど、やはり大栄環境とのビジネスパートナーといえますか。〇〇〇教授が入っているというところは問題視はされたというふうに思うんですけど、この事業者選定をするときに、やはりもちろん違法性はないということはおっしゃっていました。役員でもないし、それから報酬が発生していることでもないというようなご答弁であったかというふうに思うんですけども、こういう事業者選定の中にそういった関わりのある方を選定委員の中に入れて、委員として入るのは支障はないのか。違法性はないというふうには思いますけれども、点数とか入れる際に、やっぱりこの方を入れるというのは違法性はなくとも、倫理上の問題。それはいかなんではないかなというふうに思うんです。その点について町としてのお考えはどうですか。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

その件については過去に答弁させていただいたとおりでございます。特に違法性とそういうふうなところは感じていないというところでございます。

委員長（前川和也議員）

副委員長。

副委員長（河野隆子議員）

今も言いましたよね、違法性の問題と言うたら違法性はないというふうにお答えになるんですけども、倫理上の問題。それから、公平性の問題。これに欠けるのではないかなということで言わせていただいています。例えば、職員採用であって、子供が募集してきても入るかどうかというところの決定のときに、その親御さんが役場にお勤めになっていてその決める中に入っておられたとしても、やはり席は外されるというふうに思うんです。例えば、人事案件なんかのときも、やはりその本人はその場から席を外すというような流れもあるでしょう。なので選定をするときにこの選定委員を入れるというのは、忠岡町に落ち度があるのではないかなというふうに思うんですけど。

委員長（前川和也議員）

小倉課長。

産業住民部（小倉由紀夫産業住民部次長兼生活環境課長）

過去にもご答弁させてもらったと思いますけれども、町のほうに落ち度はないという

ふうに認識しているところでございます。

委員長（前川和也議員）

選定委員に関するご質疑というのは過去にもされてきましたので。

副委員長（河野隆子議員）

最後にします。9月議会途中だったので同じことは聞いてないというふうに思うんです。ですので、落ち度はないというふうにおっしゃいますけれど、やはり公平性の問題でもう出来レースであってはいけないというふうに思うんです。ですので、その点についてはやっぱり忠岡町としてきっちりと認めたところでも進めていかれるんでしょうけれども、やはり落ち度があったというふうなところは指摘をさせていただいておきます。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

河野議員の続きになるんですけれど、そもそも選定委員会のメンバーの中に、専門部会の会長をそこに入れてしまう。それというのは何かおかしいことではないんですかと。要は、ごみ処理の公民連携を進めていっているそういった環境省のいろんな委員にもなってますし、大栄環境とも直接的なつながりはなくても技術協同みたいな形で共にやってる教授なんですけれども、その中で専門部会の。忠岡町の廃棄物等減量審議会の専門部会の部会長で〇〇〇さんがやられている中で、その方が選定委員会のメンバーに入るというのは、その事業を進めているということに捉えかねないと思うんです。

だからそういったメンバーを選定委員に入れるというのは、果たしてどうなんかと。その点数をつけても、確かに100点中95点という高い高得点になっています。ほかの方で言うと平均点70点前後、あと50点の方もいらっしゃいます。そういった中で1人だけ高い点をつけていると。だからそういったこともあって選定委員会の中に専門部会の部会長をメンバーに入れたこと自体が果たしてどうなんかというのをちょっとそこを確認したいと思います。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

そちらの関連するご質問に関しましても、過去の委員会、本会議でもご答弁しているところでございますので、私たちは〇〇〇先生を入れたというところに引け目を感じるところがございません。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

忠岡町としたら引け目を感じていないと思うんですけども、ただ、世間一般から見て、自分たちが進めている事業の中でそこに選ぶための選定委員会のメンバーに入るとするのはちょっとおかしいんじゃないかということを指摘させていただきます。以上です。

委員長（前川和也議員）

他にいかがでしょうか。

なきようですので、これにて質疑を終了いたします。

最後に、こっちのほうで松井委員より、資料の請求があったかなというふうに思いますが、こちらまた、委員会として理事者のほうに請求したいというふうに思いますがいかがでしょうか。

委員長（前川和也議員）

新城部長。

産業住民部（新城正俊部長）

し尿処理場のほうで履歴調査という調査表も成果品ができてきましたら、そちらのほうについては、委員長を通じてまた委員のほうにご配布させていただきます。以上でございます。

委員長（前川和也議員）

よろしくお願いいたします。

ということで、これにて、委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

（「午後0時26分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年12月18日

ごみ処理施設調査特別委員会委員長 前 川 和 也

ごみ処理施設調査特別委員会委員 河 瀬 成 利